

相談支援事業所 きらら

利用のご案内

6月より指定を受け相談支援事業所きららを始めました。
対象は、障害を持った児童です。

相談支援とは、支給決定時のサービス等利用計画案を作成し、支給決定後のサービス等の利用状況についての検証を行い、計画の見直し（モニタリング）やサービス事業所等との連絡調整を行うサービスです。

きららの相談支援事業は主に下記の通りです。

- ◎家庭を訪問し、ご本人の生活状況や、本人（保護者）の意向、困っている事等を伺い、相談に応じ、サービス等利用計画【案】を作成します。
- ◎サービス等利用計画案に沿ったサービスを提供する為、福祉サービス（通所支援事業所等）と連絡調整しサービス等利用計画を作成します。
- ◎福祉サービス（通所支援事業所等）が適切に利用できているか、モニタリング等を通して確認し、サービス等利用計画の定期的な見直しを行います。

相談支援事業に関するきららの姿勢

子どもたちの個性は、とても豊かです。今できる事、これからできるようになる事、苦手な事と、それぞれの子ども、一人ひとりが違います。一人ひとりに合った適切な場所と支援により本人が輝けるように、本人（保護者）に寄り添いつつ、関係機関と連携と協力を得ながら、適切な計画を立案していきたいと思えます。

利 用 の な が れ

・利用希望・申請書 市役所福祉課へ

・相談支援事業者と【障害児支援利用計画】の（案）作成の契約をします。
担当者が家庭を訪問し、本人・家族の意向を基に利用計画（案）を作成します

・申請書と共に利用計画書（案）を市役所に提出します
・相談支援の受給決定がなされ（受給者証に事業所名が記入された受給者証）が利用者が届きます、それからサービスの利用が始まります

・サービス担当者会議を行います。
本人や家族、サービス提供者の担当者とサービス内容などを話し合っ、サービス調整を行い計画を作成します。その後本人（保護者）の同意を得て確定します。

・モニタリングを行います。
相談支援専門員が定期的に自宅を訪問し、サービス利用の調整等を継続して支援します。

※「障害福祉サービスの基本的な内容について」豊川市ホームページ福祉課より一部抜粋してあります。

※詳しくは豊川市福祉課 ☎0533-89-2159迄お問い合わせください。

※または相談支援事業所きらら ☎0533-84-1123迄お電話下さい。